

第4 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進

依然として大きい雇用のミスマッチや地域差がみられる雇用失業情勢等に対応するため、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等に対する総合的な支援を実施し、地域に密着した産業雇用の再生・強化を図るとともに、民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進や求職者の個々の状況に的確に対応したハローワークの就職支援の充実を図る。

1 地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援の実施 70億円(19億円)

(1) 地域による雇用創造のための構想の策定に対する専門家のあっ旋、助言等の支援(新規) 5億円

地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家のあっ旋、助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

(2) コンテスト方式により選抜された雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村等への支援(新規) 65億円

雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。

2 地域に密着した産業雇用の再生・強化 151億円(149億円)

(1) 地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援策の創設(新規) 10億円

地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、新規創業及び雇入れについて助成を行う。

(2) 総合的な建設労働対策の推進 **66億円**

建設事業主の新分野進出や建設業内外への労働移動を推進するとともに、建設業内の労働力需給調整機能の強化等により労働者の就業・就労機会の確保を図り、併せて、建設技能労働者の育成・確保を促進する。

(3) 林業労働力の確保対策の強化 **12億円**

林業労働力の確保を図るため、林業事業主の雇用管理の改善を促進するほか、新たに、林業への就業を希望する求職者に対し、林業作業等を体験する林業就業支援事業を実施する。

(4) コミュニティ・ビジネスへの支援を通じた雇用創出の推進

57百万円

学識者、産業界の有識者等からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、地域に密着した事業（コミュニティ・ビジネス）の成長促進を図るため、起業・運営相談、起業訓練講座の実施等を行うコミュニティ・ビジネス支援集中モデル事業（仮称）を民間団体に委託して実施する。

3 民間や地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、 情報提供の推進 38億円（19億円）
--

(1) 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援

6.7億円

民間委託による長期失業者の就職支援事業について、事業に関する評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。

年間対象者 5,000人 → 8,000人

(2) 地域職業相談室（仮称）の設置による市町村と連携した職業相談・職業紹介の実施（新規） **7.3億円**

市町村の要望等を勘案し、公共職業安定所と市町村が共同で運営する地域職業相談室（仮称）を設置し、市町村が行う相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行う。

(3) 利用者の立場に立った雇用関連事業のワンストップサービスの提供（新規） **5.1億円**

地方公共団体、独立行政法人、公益法人等が実施している雇用関連事業について、利用者の立場に立ったワンストップサービスを推進するため、助成金申請の取次ぎ等を行う総合的な相談・情報提供窓口を公共職業安定所に設置する。

(4) 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の拡充

8. 2億円

官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」について、携帯電話を活用した求人情報提供機能の拡充を図る。

(5) 国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会の実施（新規）

47百万円

国・地方公共団体・民間職業紹介機関が一同に会して、職業相談・職業紹介の技法等の向上、地域の労働力需給に関する情報交換等を行う官民交流会を実施する。

4 求職者の個々の状況に的確に対応したハローワークの就職支援の充実	394億円(353億円)
--	---------------------

(1) 就職実現プランの策定や早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）等による個別総合的支援の実施

71億円

会社都合による離職者や自営廃業者であって家計の担い手である求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施するとともに、早期再就職の緊要度が高い求職者に対し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を個人ごとによりきめ細かく実施する専任の支援員により、効果的な就職支援を行う。

(2) 未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実を通じた就職促進

9.5億円

公共職業安定所に申し込まれた求人が未充足となっている事業主に対し、求職者情報の提供、事業所見学会等の求人充足に向けたフォローアップを徹底することにより求人者サービスを充実するとともに、求職者の就職促進を図る。

(3) 業種・職種間ミスマッチ対策の充実（新規）

16億円

希望する求人の範囲が極端に狭い、又は範囲が特定できない等の理由により有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、効果的な求職活動のノウハウや留意事項の提供、求人が多く就職可能性の高い業種や職種への求職活動の方針転換の促進等のため、セミナーの開催等の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談を行うことにより求人と求職のミスマッチの解消を図る。

第5 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現

持続可能な介護保険制度の構築を図るとともに、介護サービスの提供体制の整備や質の向上、高齢者虐待への対策の推進等を図る。

65歳までの雇用の確保や中高年齢者の再就職支援を推進するとともに、高齢者の多様な就労を促進する。

年金制度については、長期的に安定した信頼される年金制度の構築を目指し、保険料徴収対策の推進等安定的で効率的な運営を確保するための施策を積極的に推進する。

1 持続可能な介護保険制度の構築と関連施策の推進

2兆2,026億円(2兆535億円)

(1) 持続可能な介護保険制度の構築 1兆9,662億円

急速な高齢化に対応し、持続可能な介護保険制度を構築するため、社会保障審議会介護保険部会における報告等を踏まえ、介護保険制度の見直しを実施する。

(2) 介護サービスの提供体制の整備 1,894億円

○ 地域介護・福祉空間整備等交付金の創設 1,090億円

地域再生の推進の観点から、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設する。

○ ユニットケアの研修の充実 1.7億円

ユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者等に対して研修を実施するとともに、都道府県等において中心的な役割を果たす研修指導者の養成を推進する。

(3) 介護サービスの質の向上 21億円

○ 介護サービスの情報開示の推進 6.2億円

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、都道府県における共通の情報開示システムを構築し、介護サービス事業所に関する情報開示の標準化を図る。

○ ケアマネジメントの質の向上 12億円

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する現任研修等を着実に実施するとともに、ケアマネジャーに対する個別相談やケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進する。

(4) 高齢者虐待に対する対応 7.9億円

高齢者虐待問題に対応するため、在宅介護支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメントを行う「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築する。

2 高齢者等の雇用・就業対策の充実

863億円（876億円）

(1) 65歳までの雇用機会の確保 496億円

○ 「65歳雇用導入プロジェクト」（仮称）の創設 19億円

改正高齢者雇用安定法の円滑な施行を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度の導入促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う。

(2) 中高年齢者の再就職支援の推進 89億円

○ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業の強化 3.1億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、中高年齢者等の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

(3) 中高年齢者の多様な就労の促進 278億円

○ シルバー人材センター事業の拡充 146億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

3 持続可能で安心できる年金制度の構築

10兆8,641億円（5兆8,246億円）

○ 年金給付費国庫負担金 6兆1,641億円

・「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）附則第15条に基づく国庫負担割合の引上げに係る取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

・厚生年金及び国民年金に関する過去の国庫負担繰入れの特例措置に係る取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

- **グリーンピア業務・住宅融資業務の廃止** 4兆6,999億円
年金資金運用基金が行っているグリーンピア業務・住宅融資業務を廃止する。
これに伴い、財政融資資金からの借入金の一括繰上償還を行う。

- **社会保障協定の推進** 43百万円
国際的な人的交流が活発化し、企業間の国際競争が激しさを増す中で、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組を着実に推進する。

※ 年金を受給していない障害者の給付金制度（国会継続審議中）に要する経費の取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する。

4 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等
～ 社会保険庁改革の推進
279億円（292億円）

(1) 保険料の徴収の徹底等 158億円

- **国民年金保険料収納対策の推進** 136億円
国民の年金権を確保するとともに、公的年金制度を安定的に運営していくため、国民年金推進員による戸別訪問活動の強化、業界団体等への保険料収納の委託、保険料納付状況証明書の通知など、保険料徴収対策を推進する。

- **国民年金未加入者の適用対策の実施** 8.2億円
国民年金未加入者の把握に努め、届出勧奨を実施するとともに、勧奨しても届出がない者に対しては、転業転職時の未届者を含め、届出するよう催告したうえで、なお未届の者に対しては職権適用を実施する。

- **未適用事業所の適用の適正化** 14億円
制度の信頼性及び事業所間の費用負担の公平性の確保、モラルハザード防止等の観点から、未適用事業所に対してはより厳正に対処するため、加入指導に係る事蹟管理の実施、巡回説明の充実、加入指導の強化など、未適用事業所の適用の適正化を図る。

(2) 社会保険オンラインシステムの抜本的見直し 66億円

- **業務・システム最適化計画を策定** 5.7億円
システム刷新可能性調査の調査結果を踏まえ、厚生労働省アクション・プログラムに基づき最適化計画を策定する。

- **端末設備のオープン化及び調達方式の見直し** 60億円
社会保険オンラインシステムの最適化計画の策定に先立って、現行システムの端末設備（ハード）を専用仕様としないことにより、その調達を一般開放し、調達コストの低減を図る。平成17年度は導入機器の検討、仕様書の作成等を行う。

(3) 国民サービスの向上 39億円

- **年金加入状況の被保険者への通知** 21億円
定期的に被保険者に対して年金個人情報を提供することにより、現役世代の年金制度に対する理解と信頼を高めることを目的として、全被保険者に対し、直近1年間の各月の年金加入状況を通知する。

- **個人認証に基づく年金個人情報の提供** 17億円
公的個人認証サービス等の活用により、本人確認を厳格に行ったうえで、年金個人情報である年金加入状況をいつでもインターネットで回答できる仕組みを構築し、処理時間の大幅な短縮を図る。

(4) 予算の執行の適正化、透明性の確保

職員宿舍の建替え・公用車の更新等の経費については、極力抑制する。また、競争入札を徹底する等により、事業運営経費を適正化するとともに、透明性を確保する。

(5) 個人情報の保護

平成16年度において、端末の操作に必要なカードの管理責任の明確化や被保険者記録へのアクセスに対する監視体制の強化など、セキュリティ対策を強化することとしており、引き続き平成17年度においても個人データの適正な管理を徹底する。

(6) 年金の福祉施設の整理合理化 17億円

今後、年金福祉施設の整備には新たに年金保険料財源を投入しないとともに、5年を目処に整理合理化を着実に進める。

※ 以上の他、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」等の議論を踏まえ、必要な措置を講ずる。

特例措置が講じられている厚生年金等の事務費財源の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

第6 障害者の自立支援の推進と良質な福祉サービスの提供

障害者の自立支援を推進するため、新障害者プランに基づき、地域における自立の支援、住まいや働く場の確保等を推進するとともに、支援費制度の着実な実施を図る。また、発達障害者に対する支援体制を整備するほか、精神障害者の保健福祉施策や、障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実を図る。

さらに、ホームレスの自立支援・就労支援を推進するとともに、福祉サービスの向上など、良質な福祉サービスを提供するための体制整備を進める。

1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進

7,021億円（6,432億円）

- (1) 新障害者プランの推進 1,834億円
ノーマライゼーションの理念の下、共生社会の実現を図り、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、グループホーム等、個人の多様なニーズに応じた各種の福祉サービスの充実を図る。
- (2) 支援費制度の着実な実施 3,861億円
制度施行後の利用実態を反映して、ホームヘルプサービスなどの居宅支援サービスについて利用者の伸びを見込むなど着実な実施を図る。
- (3) 発達障害者に対する支援 8.4億円
発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県、指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施する。
- (4) 社会参加等の推進 64億円
障害者IT総合推進事業、身体障害者補助犬の育成や視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業など、障害者の社会参加推進のための事業を総合的に推進する。

2 精神障害者保健福祉施策の充実

770億円(588億円)

(1) 精神障害者の社会復帰対策の推進

273億円

精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点として、グループホームをはじめとする居宅生活支援事業及び社会復帰施設の充実を図る。

(2) 良質かつ適切な精神医療の効率的な提供

634億円

在宅の患者に身近な地域において良質かつ適切な精神医療を提供するため、通院医療の公費負担を行うほか、現行の輪番制による精神科救急に加え、精神科救急医療センターの整備を図る。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

40億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療を実施するとともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費の負担、医療従事者等の養成研修を行うなど医療体制の整備を図る。

3 障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実

301億円(231億円)

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化

11億円

○ 精神障害者に対する総合的雇用支援の実施(新規)

6.9億円

精神障害者の復職・雇用促進、在職精神障害者の雇用継続に取り組む事業主に対し、総合的・体系的な支援を行うとともに、精神障害者の職業生活への移行を円滑に図るための支援技法を開発する。

(2) 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

72億円

○ ITを活用した在宅就労支援事業者(バーチャル工房)への支援(新規)

2.4億円

在宅重度障害者を対象にITを活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就労支援事業者(バーチャル工房)に対する補助事業を創設するとともに、工房を利用する障害者の技術習得等にかかる支援を実施する。

○ 障害者試行雇用事業の拡充

9.3億円

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

対象者数 4,200人 → 6,200人

(3) 雇用と福祉の連携による障害者対策の推進 17億円

○ 地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進（新規）

3.4億円

公共職業安定所、福祉施設、地域障害者職業センター等の関係機関の緊密な連携の下に、授産施設等の福祉施設で就労している障害者の一般就労への移行を支援する事業を創設する。

○ 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

14億円

障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所等を拡充する。

80か所 → 120か所

(4) 福祉部門における就労支援の充実 128億円

小規模作業所への支援を充実強化する事業を創設し育成等を図るとともに、地域での障害者の就労支援を促進させる。

(5) 障害者に対する職業能力開発の推進 73億円

○ 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進

58億円

障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練の全国的な体制整備を図る。

実施県 15県 → 30県

○ 事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進

15億円

企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、精神障害者をはじめとする様々な障害の態様に応じた職業訓練を推進する。

委託訓練対象者数 5,000人 → 6,000人

4 福祉サービスの質の向上等

58億円（59億円）

○ 福祉サービスの第三者評価・苦情解決の推進

3.5億円

都道府県が第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修などを積極的に実施できるよう支援するとともに、指導者養成研修事業を実施するなど、第三者評価事業の普及・定着の促進及び均質化を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。

また、都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会における苦情解決事業の適切な推進を図る。

- **福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上** 12億円
社会福祉士の養成課程において重要な相談援助技術の指導を充実させるため、施設等の現場で行う実習の指導者に対する研修を行うなど、福祉人材の養成、確保及び資質の向上を図る。

- **地域福祉の推進** 43億円
痴呆性高齢者等判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、ボランティア活動の振興等を行う。

5 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進 34億円（30億円）
--

- **自立支援事業等の充実** 22億円
依然として増加傾向にあるホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業を充実するとともに、ホームレスになるおそれのある者に対する相談機能の強化を図る。
- **ホームレス就業支援事業（仮称）の創設（新規）** 1.4億円
野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち自立の意思がある者を対象に地方公共団体と民間団体が連携を図りつつ、就業による自立を支援する事業を創設する。

6 生活保護制度の適正な実施 1兆8,839億円（1兆7,489億円）

- **自立・就労支援の推進**
被保護人員の増加等に伴う必要額を確保するとともに、各地方公共団体による自立支援プログラム（仮称）の策定とこれに基づく組織的な取組を進めることにより、被保護者の自立・就労支援を一層推進する。

第7 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現

経済環境が著しく変化する中で発生している重大な災害を防止するとともに、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う。また、賃金不払残業の解消など誰もが安心して安全に働ける職場づくりを推進する。

さらに、多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した働き方を実現できる環境の整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

1 安心して安全に働ける環境づくり 317億円（336億円）

(1) 重大災害の発生を防止するための安全対策の推進 21億円

事業主が自主的に事業場の危険・有害要因の低減を図るため、事業主自らが計画を作成する「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及を推進し、労働災害のより一層の防止を図る。

(2) 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

30億円

労働者の過重労働による健康障害の防止に向けて事業主が留意すべき事項をまとめた手引きを作成し周知・啓発する。また、事業主に対してメンタルヘルス関係の専門家による指導を行うなど、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を促進する。

(3) 石綿等有害物質に係る健康障害防止対策の推進 4.3億円

建築物の解体作業等において、事業主が行う石綿含有の有無の分析等によるばく露防止対策の充実や作業計画の作成などの取組を促進する。

(4) 賃金不払残業の解消に向けた取組等の推進 261億円

「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知・啓発により労使の自主的な改善を進めるとともに無料電話相談窓口を引き続き開設し、賃金不払残業の解消に向けた取組を促進する。

また、企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

2 多様な働き方を選択できる環境整備

20億円(20億円)

- (1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 4.9億円
パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的、モデル的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。
- (2) 在宅就業対策等の推進 1.9億円
在宅就業のための知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。あわせて、在宅勤務による健康面、社会的効果や労働条件への影響についての調査を行う。
- (3) ワークシェアリングの普及促進 2.4億円
○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施 2.1億円
多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。
- (4) 生活に配慮し、多様な働き方に対応した環境整備 1.1億円
多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した労働時間管理に関する労使の自主的取組を推進し、長期休暇制度の普及促進を図るなど労働環境の整備を図る。

3 公正な働き方の推進

18億円(17億円)

- (1) 男女雇用機会均等確保対策の推進 3.3億円
男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。
また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。
- (2) 個別労働紛争対策の総合的な推進 1.4億円
増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局での紛争解決制度を着実に推進するとともに、新たに企業内での紛争の自主的解決の促進に向けた人材育成に対する支援を図る。
- (3) 労働分野におけるCSR(企業の社会的責任)の推進(新規) 1.5百万円
企業の労働における社会的責任の取組を推進する支援策のあり方について検討を行う。